4　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　略］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑯、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑯、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)～(6)　略］

第七号の二様式別表一（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙三十六　挿入］

［第７号の２様式別表１記載要領　略］

第七号の二様式別表三（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙三十八　挿入］

第７号の２様式別表３記載要領

［１～３　略］

４　「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５～８　略］

第七号の二様式別表四（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第７号の２様式別表４記載要領

［１～３　略］

４　「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５・６　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

［(1)　同左］

(2)　「道府県民税の控除限度額⑥」の欄は、政令第９条の７第７項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑯、法人税の明細書（別表６（５の２））の⑫、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の⑨又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第51条第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第９条の７第７項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第７号の２様式別表２の道府県民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

(3)　「市町村民税の控除限度額⑦」の欄は、政令第48条の13第８項本文の規定により計算する法人にあっては、法人税の控除限度額（法人税の明細書（別表６(2)）の⑯、法人税の明細書（別表６（５の２））の⑫、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の⑬、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の⑨又は法人税の明細書（別表６の３）の⑪）に法第314条の４第１項に規定する標準税率を乗じて計算した金額を記載すること。

また、政令第48条の13第８項ただし書の規定により計算する法人にあっては、第20号の４様式別表２の市町村民税の控除限度額の「合計⑦」の欄の金額を記載すること。

［(4)～(6)　同左］

第七号の二様式別表一（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙三十五　挿入］

［第７号の２様式別表１記載要領　同左］

第七号の二様式別表三（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙三十七　挿入］

第７号の２様式別表３記載要領

［１～３　同左］

４　「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６（５の２））の「国外所得金額⑪」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の「個別国外所得金額⑦」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５～８　同左］

第七号の二様式別表四（用紙日本工業規格Ａ４）（第十三条・第十条の十一関係）

［様式　別紙三十九　挿入］

第７号の２様式別表４記載要領

［１～３　同左］

４　「当該法人の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「当該法人の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表６(2)）の「調整国外所得金額⑮」の欄の金額、法人税の明細書（別表６（５の２））の「国外所得金額⑪」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２(2)付表）の「個別調整国外所得金額⑪」の欄の金額、法人税の明細書（別表６の２（２の２）付表）の「個別国外所得金額⑦」の欄の金額又は法人税の明細書（別表６の３）の「調整国外所得金額⑩」の欄の金額を記載すること。

［５・６　同左］